## 議案第三十五号

中 央 区 職 員  $\mathcal{O}$ 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 条 例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中 央 区 職 員  $\mathcal{O}$ 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 条 例

中 央 区 職 員  $\mathcal{O}$ 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 平 成 兀 年 三 月 中 央 X 条 例 第 三 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

第 条 中 \_ 第 + 九 条 第 項 及 び 第二 項 \_ を 第 + 九 条 第 項 カン 5 第  $\equiv$ 項 ま で 及 U 第 五. 項 \_ 12 改 8 る

第 + 兀 条 第 号 中 及 U 勤 務 日 لح  $\mathcal{O}$ 勤 務 時 間 を 削 り 除 <  $\mathcal{O}$ 下 に 次 条 に お 11 7 同 じ \_\_ を 加

える。

第 十 五. 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 部 分 休 業 を 第 号 部 分 休 業 に 改  $\Diamond$ 同 条 第 項 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る

育 児 休 業 法 第 + 九 条 第 項 第 号 に 掲 げ る 範 拼 内 で 請 求 す る 同 条 第 項 に 規 定 す る 部 分 休 業 以 下

第 号 部 分 休 業 لح 1 う。  $\mathcal{O}$ 承 認 は 三 + 分 を 単 位 と L 7 行 う Ł  $\mathcal{O}$ と す る

第 + 五. 条 第 項 及 U 第 三 項 中 部 分 休 業 を 第 号 部 分 休 業 12 改  $\Diamond$ 同 条  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 几 条 を 加 え る。

(第二号部分休業の承認)

第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ \_ 育 児 休 業 法 第 十 九 条 第 項 第 号 に 撂 げ る 範 井 内 で 請 求 す る 同 条 第 項 に 規 定 す る 部 分 休

業 以 下 第二 号 部 分 休 業 لح 11 う  $\mathcal{O}$ 承 認 は 時 間 を 単 位 لح L 7 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ と す る。 た だ 次  $\mathcal{O}$ 

各 号 に 掲 げ る 場 合 に あ 0 7 は 当 該 各 号 に 定  $\Diamond$ る 時 間 数  $\mathcal{O}$ 第 号 部 分 休 業 を 承 認 す る こと が で き る

口  $\mathcal{O}$ 勤 務 に 係 る 日 لح  $\mathcal{O}$ 勤 務 時 間 に 分 を 単 位 لح L た 時 間 が あ る 場 合 で あ 0 て、 当 該 勤 務 時 間  $\mathcal{O}$ 全

て 12 0 1 て 承 認  $\mathcal{O}$ 請 求 が あ 0 た لح き 当 該 勤 務 時 間  $\mathcal{O}$ 時 間 数

第 号 部 分 休 業  $\mathcal{O}$ 残 時 間 数 に 時 間 未 満  $\mathcal{O}$ 端 数 が あ る 場 合 で あ 0 て、 当 該 残 時 間 数  $\mathcal{O}$ 全 7 に 0 1 7

承 認  $\mathcal{O}$ 請 求 が あ 0 た لح き 当 該 残 時 間 数

2 勤 務 時 間 条 例 第 + 六 条  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 第 項 勤 務 時 間 条 例 第 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ < 規 則 又 は 幼 稚 粛 教 育

職 員 勤 務 時 間 条 例 第 + 八 条  $\mathcal{O}$ 三 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 子 育 7 部 分 休 暇  $\mathcal{O}$ 承 認 を 受 け て 11 る 職 員 に 0 11 て は

第二 号 部 分 休 業 を 承 認 す る こと は で き な 1

育 児 休 業 法 第 + 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 条 例 で 定  $\Diamond$ る \_\_ 年  $\mathcal{O}$ 期 間

第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 三 育 児 休 業 法 第 十 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 条 例 で 定  $\Diamond$ る 年  $\mathcal{O}$ 期 間 は 毎 年 几 月 日 か 5 캪 年  $\equiv$ 月

一日までとする。

育 児 休 業 法 第 + 九 条 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 人 事 院 規 則 で 定  $\Diamond$ る 時 間 を 基 準 کے L 7 条 例 で 定  $\Diamond$ る 時 間

第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 兀 育 児 休 業 法 第 十 九 条 第 項 第 号  $\mathcal{O}$ 人 事 院 規 則 で 定  $\Diamond$ る 時 間 を 基 準 と L 7 条 例 定 8 る 時

間 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 職 員  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ 当 該 各 号 に 定  $\Diamond$ る 時 間 と す る

非 常 勤 職 員 以 外  $\mathcal{O}$ 職 員 七 + 七 時 間  $\equiv$ + 分

非 常 勤 職 員 当 該 非 常 勤 職 員  $\mathcal{O}$ 勤 務 日 日 当 た V)  $\mathcal{O}$ 平 均 勤 務 時 間 全 勤 務 日  $\mathcal{O}$ 勤 務 時 間  $\mathcal{O}$ 合 計 を 当

該 全 勤 務 日  $\mathcal{O}$ 日 数 で 除 L 7 得 た 時 間 そ  $\mathcal{O}$ 時 間 に 分 未 満  $\mathcal{O}$ 端 数 が あ る と き は れ を 切 1) 捨 7 た 時

間)をいう。)に十を乗じて得た時間

育 児 休 業 法 第 + 九 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 条 例 で 定  $\Diamond$ る 特 別  $\mathcal{O}$ 事 情

第 + 五 条  $\mathcal{O}$ 五 育 児 休 業 法 第 + 九 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 条 例 で 定  $\Diamond$ る 特 别  $\mathcal{O}$ 事 情 は 配 偶 者 が 負 傷 又 は 疾 病 に ょ り 入

院 L た ک と 配 偶 者 لح 别 居 L た ک کے そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 同 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 申 出 時 に 予 測 す る ے لح が で き な カン

0 た 事 実 が 生 ľ た ے ح に ょ 1) 同 条 第 三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 変 更 以 下 第  $\equiv$ 項 変 更」 と 1 う。 を L な け れ

ば 同 項  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 小 学 校 就 学  $\mathcal{O}$ 始 期 12 達 す る ま で  $\mathcal{O}$ 子 0 養 育 に 著 L 11 支 障 が 生 じ る لح 任 命 権 者 が 認 8 る 事

情とする。

第 + 六 条 中 \_ 職 員 が  $\mathcal{O}$ 下 に 育 児 休 業 法 第 + 九 条 第 項 に 規 定 す る を 加 え る。

第十七条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 + 七 条 育 児 休 業 法 第 + 九 条 第 六 項 に お V て 準 用 す る 育 児 休 業 法 第 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 条 例 で 定 8 る 事 由 は

職員が第三項変更をしたときとする。

附則

施行期日)

ک  $\mathcal{O}$ 条 例 は 令 和 七 年 + 月 日 カン 5 施 行 す る。

1

(経過措置)

2 改 九 お 七 け 条 正 地 + 第 後 る 方 育 七 公  $\mathcal{O}$ 時 児 項 務 中 間 第二 員 休 央 三 業  $\mathcal{O}$ 区 + 号 育 法 職 分 第 児 に 員 + 掲 休  $\mathcal{O}$ とあ 育 九 げ 業 る 等 条 児 る 第 範 に 休  $\mathcal{O}$ 进 関 業 項 は 内 す 等 12 る に  $\equiv$ に 規 法 お 関 + 定 1 律 す 八 す て る る 時 平 条 間 部 成 例 三 兀 分  $\mathcal{O}$ 第 + 休 条 年 + 五. 業 例 法 五. 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 律 条 承 施 第  $\mathcal{O}$ と、 認 行 百 兀  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 号 。 同 請 日 規 か 条 求 定 第二 を 5 以  $\mathcal{O}$ す 令 下 適 号 る 和  $\neg$ 用 中 場 育 八 に 児 年 合 + 0 三 休 に 1 月 業 お لح て け 三 法 る あ は + ک る と  $\mathcal{O}$ 同  $\mathcal{O}$ 日 1 う。 ま は 条 条 第 例 で 五 12  $\mathcal{O}$ 号 ょ 間 第 لح 中 る 12 +

(説 明)

す

る

部 分 地 休 方 公 業 務  $\mathcal{O}$ 員 取 得  $\mathcal{O}$ 育 形 児 態 休  $\mathcal{O}$ 追 業 等 加 等 に 関 を す す る る た 法 律  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 条 を 例 改 案 正 を す る 提 出 法 律 L ま す。 令 和 七 年 法 律 第 五. 号)  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 V)